

経過報告について

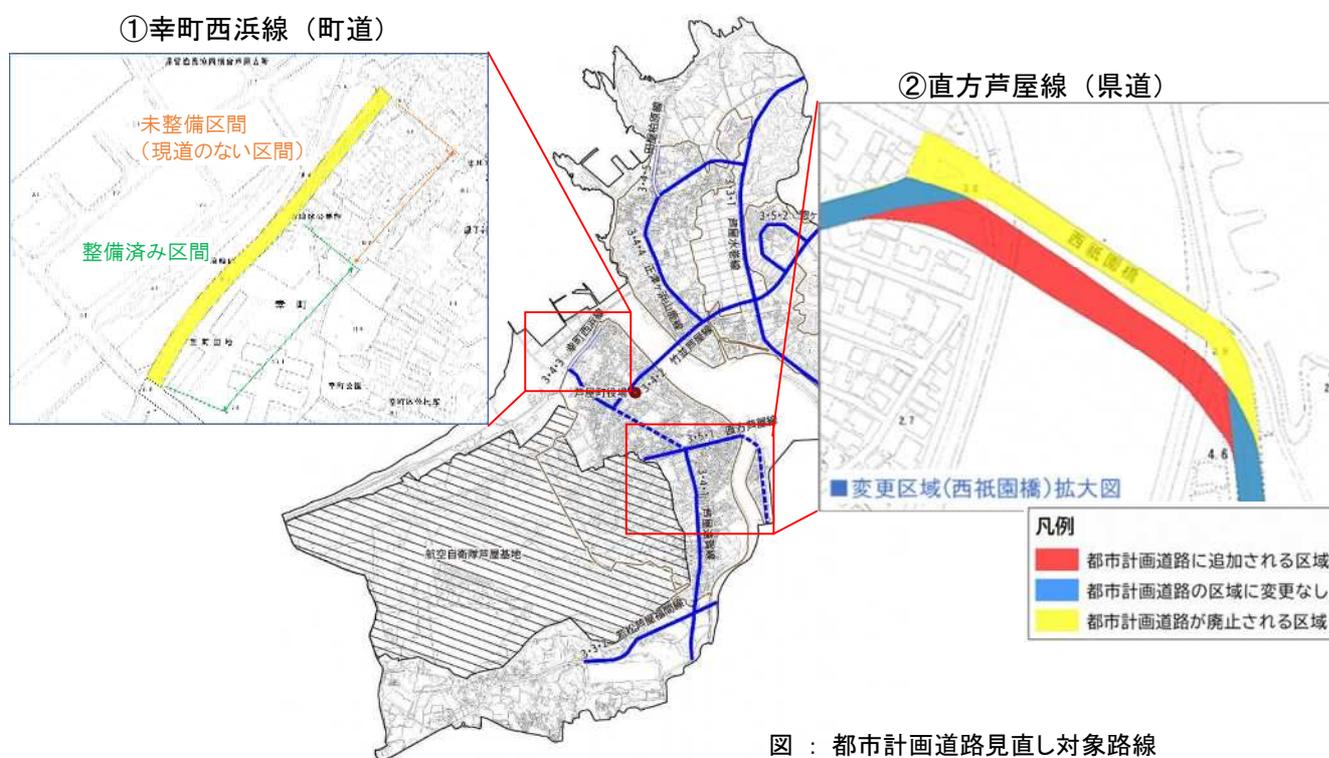
1 見直し対象路線

① 幸町西浜線（町道）：廃止

【理由】従来想定していた交通需要の増加が見込まれず、また、代替道路（臨港道路波懸線）の整備により、本区間を改めて整備する必要性や実現性がなくなったため、廃止するもの

② 直方芦屋線（県道）：変更

【理由】老朽化に伴う西祇園橋の架け替えに伴い、現道から橋梁の位置が変わるため、道路線形等を変更するもの



図：都市計画道路見直し対象路線

2 住民説明及び関係機関との協議結果の報告

(1) 住民説明〔令和4年3月28日（月）に実施〕

①実施方法

- ・個別訪問・郵送〔個別訪問全5件、郵送全3件〕

②対象

- ・「幸町西浜線の廃止区間」の土地所有者〔個別訪問2件、郵送1件〕
- ・「直方芦屋線の変更区間」の土地所有者及び「変更区間に隣接する」土地所有者〔個別訪問3件、郵送2件〕

※「直方芦屋線の変更区間」の土地は福岡県が用地買収済みであるため、該当者はいない

※県との協議により建築制限等の影響がない「直方芦屋線の変更区間に隣接する」土地所有者も対象とした

③結果

不明点・意見、問い合わせなどなかった。

(2) 関係機関との協議

①北九州県土整備事務所（令和4年3月1日協議）

【協議概要】直方芦屋線は県が管理する道路であることから、県が管理する道路や河川等の整備維持管理等を行っている北九州県土整備事務所と協議を実施

【協議結果】直方芦屋線の変更について問題がないことを確認した

②遠賀川河川事務所（令和4年3月2日協議（書面協議））

【協議概要】直方芦屋線の変更区間が西川に架かる西祇園橋であることから、遠賀川流域の治水事業や堤防整備等を行っている遠賀川河川事務所と協議を実施

【協議結果】直方芦屋線の変更について問題がないことを確認した

③折尾警察署（令和4年3月7日協議）

【協議概要】都市交通における基幹的な都市設備である都市計画道路の変更を行うことから、交通管理者である折尾警察署と協議を実施

【協議結果】幸町西浜線の廃止及び直方芦屋線の変更について問題がないことを確認した

都市計画道路「3・5・47-1号 直方芦屋線」を変更します

1 直方芦屋線の変更概要

- 現在、西祇園橋の老朽化に伴い、福岡県による橋梁の架け替え工事が行われています。
- 西祇園橋は、都市計画道路「3・5・47-1号 直方芦屋線」に含まれており、橋梁の架け替えに合わせ、都市計画道路の変更を行います。
- このため、変更区間に隣接する土地所有者の皆さんへ、事前に変更内容を説明するものです。なお、令和4年度中の変更に向け、現在、事務手続きなどの準備を進めています。

2 都市計画道路とは？

(1) 都市計画道路ってなに？

- 都市計画法に基づき、まちづくりのルールを定めた都市計画の決定を経て整備を行う道路のことです。都市計画でルートや延長、道路幅員、車線数などの道路区域を定めます。
- 都市計画決定された道路(都市計画道路)は、都市の骨格を形成し、安全で安心な住民生活と機能的な都市活動を確保する重要な役割を果たしています。

(2) なぜ都市計画決定を行うの？

- 都市計画決定を行う目的は、大きく次の3つです。
 - ① 総合性・一体性の確保
土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての総合性・一体性を確保します。
 - ② 建築制限
都市計画道路区域内に一定の建築制限を設けることで、円滑な事業の実施が可能になります。
 - ③ 合意形成
計画内容を事前に明示することで、整備に向けた住民の皆さんと合意形成が図られます。

3 直方芦屋線の現状と変更内容

- 「3・5・47-1号 直方芦屋線」は、急速な都市化に合わせて、住民の福祉に寄与し、交通の円滑化を図ることを目的に、昭和49年に西祇園橋を含む延長約1,440mで都市計画決定されました。
- 現在もこの道路は、芦屋町と周辺市町、各拠点などを連結させる重要な役割を担っていますが、決定内容どおりの整備は完了していません。
- 今回、「3・5・47-1号 直方芦屋線」の一部である西祇園橋の架け替えに合わせ、都市計画道路の区域を変更します。

■現在の西祇園橋



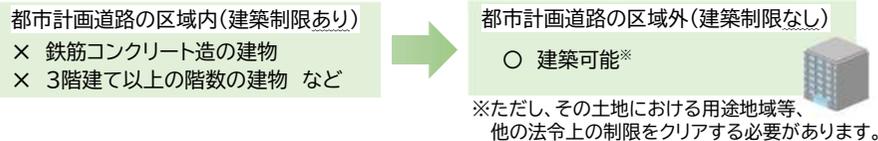
■架け替え中の西祇園橋



4 変更に伴う影響

① 都市計画道路が廃止される区域(変更区域図の黄色の区域)に土地を所有する人

- ア) 建築制限を受けなくなります
建築制限を受けなくなるのは、都市計画変更の告示が行われた日以降となります。



- イ) 立ち退き等の必要がなくなります
都市計画道路区域内の土地については、道路の事業着手の段階になると、土地をお譲りいただくこととなりますが、事業の計画自体がなくなるので、立ち退き等の必要がなくなります。

② 都市計画道路に追加される区域(変更区域図の赤色の区域)に土地を所有する人

- ア) 影響はありません。
都市計画道路区域内の土地は、西祇園橋の架け替えに伴い福岡県が用地買収済みです。

直方芦屋線の変更区域図



お問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。
芦屋町 企画政策課 (担当)福原 【TEL】093-223-3570(直通)

【参考】令和3年度第1回芦屋町都市計画審議会 議事録

議事録（概要）

会議名	第1回芦屋町都市計画審議会					
会場	芦屋町役場3階 31会議室					
日時	令和3年12月6日(月) 14:00~14:40					
委員の出欠	会長	内田 晃	出	副会長	片山 和夫	出
	委員	藤崎 英毅	出	委員	福島 直人	出
	委員	吉永 武	出	委員	中山 孝康	出
	委員	横尾 武志	出	委員	梶谷 昌弘	出
	委員	萩原 洋子	出	委員	坂本 里美	出
件名・議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町長あいさつ 2. 委嘱状交付 3. 会長・副会長の選出 4. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画道路の見直しについて 5. その他 					
合意事項 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の会長に内田晃委員、副会長に片山和夫委員が選出され、承認された。 ・ 都市計画道路の見直し（「県道：直方芦屋線の変更」「町道：幸町西浜線の廃止」）に向け、事務手続きを進めていくこととした。 ・ 議事録案の確認は、基本的に会長と副会長で行うこととした。 					

第1回芦屋町都市計画審議会 議事録

1 町長あいさつ

波多野町長あいさつ

2 委嘱状交付

委員を代表して内田委員（北九州市立大学）に委嘱状を交付した。

3 会長・副委員長を選出

審議会の会長に内田晃委員、副会長に片山和夫委員が選出され、承認された。

4 議事

(1) 都市計画道路の見直しについて（資料 1-1～3）

【事務局による説明】

※ 資料 1-1～3 に基づき、都市計画道路の見直しについて説明した。

【質疑・意見等】

(委 員)

都市計画道路として幸町西浜線が廃止されると、何が変わるのか。

(事務局)

都市計画道路とは、将来的に整備を計画している道路を表すもので、都市計画道路が廃止されると、その計画はなくなる。

幸町西浜線は、概成済み区間と現道のない区間がある。

概成済み区間については、都市計画道路が廃止されることにより、現況道路がなくなることや町道でなくなることではない。

なお、現道のない区間については、道路を整備するためかけられていた制限がなくなることになる。

(会 長)

幸町西浜線の現道のない区間について、都市計画道路の計画線が民家にかかっているように見える。これまで、民家の建替え等に関して規制を受けていたと思われるが、関係者への説明を終え、了承を得ているのか。

(事務局)

幸町西浜線の現道のない区間について、都市計画道路の計画線内に民地が含まれており、大半が遠賀漁業協同組合の所有する土地である。このため、遠賀漁業協同組合には、本審議会前に説明を行っている。

その他、遠賀漁協共同組合に関係のない民地が2件あるが、まだ説明は行っていない。今後、説明予定である。

(会 長)

幸町西浜線の廃止について、今回の審議会で決定する必要があるのか。また、関係者には、廃止を決定後、報告するのか。

(事務局)

今回の審議会は、都市計画道路の見直し内容について情報を共有することを目的としており、廃止を決定するものではない。

今後のスケジュールとして、県や関係機関との協議・調整を行い、その後地権者等へ説明を行う予定である。

その後、令和4年度に開催予定の町都市計画審議会にて、廃止について協議することとなる。

(委 員)

幸町西浜線の現道のない区間について、計画線が中途半端なところで終わっている。なぜこのような形で都市計画決定がなされたのか。

(事務局)

現道のない区間の先に橋梁を整備する等の考えがあったが、橋梁部分までの都市計画決定に至らなかったものとする。

(会 長)

他に質疑・意見等はないか。特になければ、都市計画道路の見直しに向け、事務手続きを進めていくこととなる。

-質疑なし-

(会 長)

質疑等がないため、質疑を打ち切る。

以上で本日予定していた審議はすべて終了した。

5 その他

(会 長)

その他に委員から意見等はないか。

-意見等なし-

(会 長)

事務局から、何かあればお願いします。

(事務局)

本会議の発言内容は議事録としてまとめ、公表されることとなっている。そのため、事務局で作成した議事録案を公表前に確認してもらう必要がある。本来なら委員全員で確認いただくべきだが、可能であれば会長、副会長に確認をお願いしたい。

なお、発言内容によっては、確認を希望される場合もあるかと思う。その場合は個別対応することとしたい。

(会長)

議事録は要点筆記であり、発言者が特定されないよう氏名は記載せずに作成される。異議がなければ議事録案の確認については基本的に私と副会長に任せたい。

-意義なし-

(会長)

引き続き、事務局から事務連絡等があればお願いします。

(事務局)

【事務連絡】

・次回審議会は、2月下旬を予定